

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

1 主な施策の取組状況及び評価

【仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進】

- 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
 - 両立を図りやすくするための雇用環境整備に関する周知、啓発活動を推進
 - 育児期の男性労働者を対象とした「父親のワーク・ライフ・バランス」ハンドブックの作成、配布
- 男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランスの推進
 - 「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」提言の普及

【仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着促進・充実等】

- 育児・介護休業法の改正（平成 21 年 7 月 1 日公布）
 1. 子育て期間中の働き方の見直し
 - ・3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
 - ・子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が、1人であれば年5日（現行どおり）、2人以上であれば年10日）。
 2. 父親も子育てができる働き方の実現
 - ・父母がともに育児休業を所得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）
 - ・父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
 - ・配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。
 - 3 仕事と介護の両立支援
 - ・介護のための短期の休暇制度を創設する（要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）。
 - 4 実効性の確保
 - ・苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
 - ・勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告せず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。
- 適切な行政指導の実施
 - 「子ども・子育て応援プラン」（16年12月24日少子化社会対策会議決定）において設定された育児休業取得等の目標値を踏まえ、育児・介護休業法の円滑な施行を図るため、集団指導を中心とした計画的、効果的な行政指導の実施
- 両立支援レベルアップ助成金の支給
 - ・子育て期の短時間勤務支援コース
 - 子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者がこれらの制度を6か月以上利用した場合に、事業主に対して助成金を支給
 - 平成 21 年度から、短時間勤務制度について、その導入と定着を図るため、助成措置を拡充した。
 - ・職場風土改革コース 等
- 中小企業子育て支援助成金の支給
 - 育児休業取得者、短時間勤務制度の利用者が初めて出た中小企業事業主（労働者 100 人以下）に対して助成金を支給。
 - 平成 21 年度から、これまで制度利用者の 1 人目及び 2 人目に対して助成金を支給する従来の仕組みに加え、3 人目、4 人目、5 人目についても助成金を支給し、2 人目以降の支給額を増額することとした。
- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、包括的な次世代育成支援の制度的枠組

様式 2

みの構築等について検討

- 社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について検討

「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」（平成 20 年 5 月 20 日）

「社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告」（平成 21 年 2 月 21 日）

- 平成 21 年の雇用保険法の改正による育児休業給付の見直し

平成 19 年の雇用保険法の改正による平成 22 年 3 月末までの給付率引上げに係る暫定措置（40%→50%）を当分の間延長する措置を講じるとともに、育児休業期間中に支給する育児休業基本給付金と職場復帰後に支給する育児休業者職場復帰給付金を統合し、金額を育児休業期間中に支給することとした（平成 22 年 4 月 1 日施行）。

【育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備】

（働き方の見直し）

労働時間等の設定改善を通じた仕事と生活の調和対策を推進するにあたっては、社会全体の気運醸成を図るとともに、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、個別企業の取組の促進を実施することを併せて推進することが有効である。

このため、社会全体に仕事と生活の調和の意義・効果等を広く訴求することと、中小企業を中心とする個別企業の取組をきめ細かくサポートすることを併せて推進すべく様々な施策を着実に実施しているところである。

- 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

- ・労働時間等設定改善援助事業の実施

仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業集団及びその構成事業場に対して、当該事業場の実情を踏まえた助言・指導等の援助を行っている。

- ・労働時間等設定改善推進助成金の支給

労働時間等の設定改善を団体的取組として行う中小企業団体に対し助成を行っている。また、20 代後半から 30 代の労働者の労働時間等の設定改善に重点的に取り組む中小企業団体に対して上乗せして助成を行っている。

- ・職場意識改善助成金の支給

労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組み、成果を上げた中小事業主に対し助成を行っている。

- ・労働時間設定改善コンサルタントの派遣

都道府県労働局において、労働時間等設定改善に関する相談への対応や助言・指導を行っている。また、20 代後半から 30 代の労働者の労働時間等の設定改善を促進するため重点的な助言・指導を行っている。

- 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成

〈中央における取組〉

- ・仕事と生活の調和推進プロジェクトの展開

我が国を代表する企業 10 社の協力を得ながら、10 社における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を広く国民全体に PR することを通じて社会的気運の醸成を図っている。

- ・業種の特性に応じた仕事と生活の調和推進プランの策定

総労働時間の長い業種、年次有給休暇の取得率の低い業種等の中から、複数の中央の業界団体を選定し、当該業界団体の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」を策定するとともに、業界団体傘下事業場等において当該プランの普及促進を図ることとしている。

- ・仕事と生活の調和を推進する専門家の養成支援事業

仕事と生活の調和については、多くの企業にとって、多岐にわたる課題の解決策を見出し得ずに模索している状況にあり、仕事と生活の調和の推進についてアドバイスを行う「専門家」の必要性は高いと考えられるものの、取組の具体的方法についてアドバイスできる専門家は少なく、そのような専門家の養成を支援促進することとしている。

〈地方における取組〉

様式 2

・仕事と生活の調和推進会議の開催

都道府県ごとに、労使をはじめ、地方公共団体、学識経験者等の代表者による「仕事と生活の調和推進会議」を開催し、地域の特性を踏まえた提言の策定・フォローアップ及び先進的な取組を行う企業の好事例の収集・情報提供等を行うことにより、仕事と生活の調和の実現についての理解と関係者相互の合意形成を促進している。

・仕事と生活の調和推進宣言都市の奨励

仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組もうとする意欲のある自治体を選定し、当該自治体における「仕事と生活の調和推進宣言」の策定援助や当該宣言及び取組の全国的な広報を実施することとしている。

・社会的気運の醸成を図る事業の実施

①仕事と生活の調和推進プロジェクト（地方版）、②仕事と生活の調和普及啓発セミナー、③仕事と生活の調和推進診断サービス事業を実施することにより、地域レベルでの仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図っている。

（企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価）

○両立支援レベルアップ助成金（事業所内保育施設設置・運営コース）の支給

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成。

平成21年度より、事業内保育施設の中長期的な運営の安定化を図り、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促進するため、運営費の助成金支給期間を5年間から10年間に延長し、事業主等からの希望の強い地域開放を可能とする要件の緩和を行った。

○企業における次世代育成支援の取組の推進

- ・一般事業主行動計画策定・届出促進のための周知・啓発
- ・次世代育成支援推進センターによる一般事業主行動計画の策定・実施に関する、一般事業主に対する相談援助等の支援

○次世代育成支援対策推進法第7条に基づき定められた「行動計画策定指針」において、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として「地域において、子どもの健全育成、疾患・障害を持つ子供の支援、子育て家庭の支援等を行うNPOや地域団体等について、その活動への労働者の積極的な参加を支援する。」ことを例示し、各企業の取組を推進。

○育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで提供

両立支援対策を積極的に進めている企業の取組や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画等を掲載したサイト、「両立支援のひろば」を開設。

2 今後の方向性、検討課題等

○育児・介護休業法の改正法の施行状況を踏まえつつ、男性も含めた働き方の見直し等を進め、育児休業その他仕事と子育て・介護の両立のための制度の一層の定着促進に向け、今後も引き続き各種事業を実施していくこととする。併せて、税制改革の動向も踏まえながら、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた検討を進めていく。

○「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、仕事と生活の調和を実現するための社会全体の目標として平成18年度から5年後及び10年後の数値目標が設定されている。数値目標はそれぞれ、週労働時間60時間以上の雇用者の割合については「2割減」、「半減」、年次有休休暇取得率については「60%」、「完全取得」等とされている。

今後は、同指針において設定された数値目標を達成するため、一層取組の促進を図る必要がある。

○育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備のため、各種施策を引き続き実施していく。

様式 2

3 参考データ、関連政策評価等

【仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実】

【仕事と介護の両立のための制度の定着促進等】

○育児休業取得率

平成 18 年度 (男性) 0.57% (女性) 88.5%
 平成 19 年度 (男性) 1.56% (女性) 89.7%
 平成 20 年度 (男性) 1.23% (女性) 90.6%

(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」、「雇用均等基本調査」より)

○両立支援レベルアップ助成金の支給状況

・子育て期の短時間勤務支援コース

平成 18 年度：31,050 千円 (79 件)、平成 19 年度：45,900 千円 (107 件)、
 平成 20 年度：41,800 千円 (98 件)

(参考) 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置導入率

平成 18 年度 18.0%、平成 19 年度 19.2%、平成 20 年度 25.3%

・職場風土改革コース

平成 19 年度：144,500 千円 (289 件)、平成 20 年度：372,500 千円 (566 件)

○中小企業子育て支援助成金の支給状況

平成 18 年度：6,400 千円 (8 件)、平成 19 年度：1,115,600 千円 (1,148 件)、
 平成 20 年度：2,648,200 千円 (2,740 件)

○介護休業取得率

平成 17 年度 (男性) 0.02% (女性) 0.08%

【育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備】

○週 60 時間以上の雇用者の割合 (%)

	17 年	18 年	19 年	20 年
週 60 時間以上の雇用者の割合	11.7	10.8	10.3	10.0

総務省「労働力調査」より

○労働者 1 人平均年次有給休暇の取得率 (%)

	17 年	18 年	19 年
取得率	47.1	46.6	47.7

厚生労働省「就労条件総合調査」より

○両立レベルアップ助成金の支給状況

・事業所内保育施設設置・運営コースの支給状況

平成 18 年度：1,252,685 千円 (234 件)、平成 19 年度：1,591,819 千円 (299 件)、
 平成 20 年度：1,938,657 千円 (381 件)

○一般事業主行動計画届出数

	18 年度末	19 年度末	20 年度末
大企業(301 人以上)	13,219	13,326	13,462
中小企業(300 人以下)	5,736	11,449	18,137
計	18,955	24,775	31,599

○一般事業主行動計画届出割合 (大企業)

	18 年度末	19 年度末	20 年度末
大企業(301 人以上)	99.1%	99.8%	99.1%

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

【多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実】

○新待機児童ゼロ作戦の展開

保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進する。

保育サービス（3歳未満児）の提供割合

平成19年度 20.3% → 平成29年度 38%（平成21年度実績 21.7%）

○国から交付された交付金を財源に、都道府県において「安心こども基金」を造成し、保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行っている。

○地域子育て支援拠点事業

平成19年度より、従来のおどいの広場事業や地域子育て支援センター事業を再編し、地域子育て支援拠点事業を創設。地域において子育て親子の交流促進、子育て相談等を実施する子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）を設置することにより、地域の子育て支援の推進を図る。

【ひとり親家庭等に対する支援の推進】

○母子家庭等の自立支援を推進するため、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」「養育費確保策」「経済的支援策」の4本柱により、母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業自立支援センター事業や高等技能訓練促進費等事業、母子寡婦福祉貸付金の貸付等を実施。

2 今後の方向性、検討課題等

【多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実】

○引き続き「安心こども基金」を活用して「新待機児童ゼロ作戦」を推進し、少子化対策全般の充実を図る。

○地域子育て支援拠点事業

事業の拡充に向け、平成20年度において各地の取組事例をまとめたパンフレットを各自治体等に配布、平成21年度予算においてひろば型の機能拡充や出張ひろばの開設促進を図っており、引き続き子育て支援拠点の実施を促進。

【ひとり親家庭等に対する支援の推進】

○母子家庭の就業率は約85%と高い一方で、働き方を見ると、臨時・パートの雇用形態の者が約44%と多く、また、平均収入も約213万円と低い状況にあることから、引き続き母子家庭等に対する自立支援策を推進

3 参考データ、関連政策評価等

○地域子育て支援拠点の設置状況

	19年度	20年度
ひろば型	894	1,251
センター型	3,464	3,470
児童館型	28	168
計	4,386	4,889

○母子家庭等就業自立支援センターにおける就業相談件数

平成19年度（4月～12月）：50,930件

○高等技能訓練促進費等事業の支給件数

平成19年度（4月～12月）：1,322件

様式 2

○平成 20 年度に政策評価を実施

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

1 主な施策の取組状況及び評価

【地域社会への男女の共同参画の促進】

○地域福祉等推進特別支援事業

「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を都道府県・指定都市・市区町村等に対して実施している。

○ボランティア振興事業

学童・生徒またはボランティア活動に参加意欲のある社会人等すべての地域住民が福祉教育に接する機会を得て福祉活動への理解と関心を深めるための福祉教育推進事業、ボランティア活動を希望する企業・労働組合・農協・生協・住民参加型サービス団体の担当者等を対象とするリーダーやコーディネーター等の養成・研修事業、ボランティア活動の動向や先駆的な活動事例等を紹介する情報誌を発行する広報・啓発事業等を都道府県・指定都市社会福祉協議会にて平成18年度まで実施しており、平成19年度からは地域福祉等推進特別支援事業として、引き続き実施している。

○特別な休暇制度普及促進事業の実施

特別な休暇（ボランティア休暇等、企業等において任意で定められる休暇）の普及促進を図るため、勤労者が実際に休暇を取得して地域活動・ボランティア活動等への参加を体験する体験プログラムや、シンポジウム等イベントへの講師派遣による普及啓発活動を行っている。

○全国ボランティア活動振興センター運営事業

経済団体・労働団体・マスコミ・教育等の各界によるボランティアシンポジウムの開催、全国的な広報・啓発を行うボランティアに関する各種資料・文献等の情報提供やボランティアセンター担当者に対する研修事業等の事業を全国社会福祉協議会にて実施している。

2 今後の方向性、検討課題等

○ボランティア振興事業

本事業は、平成19年度にセーフティネット支援対策等事業費補助金の「地域福祉推進支援事業」と「地域福祉ネットワーク事業」を統合して新設された「地域福祉等推進特別支援事業」において、今後も引き続き実施していく。

○特別な休暇制度普及促進事業の実施

特別な休暇制度普及促進事業については、個々の労働者の事情に応じて付与される休暇の取得を促進させるため、平成21年度より「特に配慮が必要な労働者に対する休暇制度の普及事業」として事業を実施しており、勤労者の地域活動・ボランティア活動への参加促進については同事業において引き続き体験プログラムやセミナー等による普及啓発を実施していくこととしている。

3 参考データ、関連政策評価等

○地域福祉等推進特別支援事業

都道府県・指定都市・市区町村等でボランティア振興に関する事業を実施。(平成19年度 130事業)

様式 2